

### 第3回銚子市公立保育所再編検討委員会次第

日 時 平成23年3月9日（水）  
午後6時

場 所 勤労コミュニティセンター  
2階会議室

1 開会

2 議事

(1) 銚子市公立保育所再編検討委員会報告書について

3 その他

4 閉会

### 第3回検討委員会資料

- 1 公立保育所の年齢別入所児童数の推移
- 2 銚子市公立保育所再編検討委員会報告書（案）

公立保育所の年齢別入所児童数の推移

各年度の4月1日現在

年 度	保育所名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成18年度	第一保育所	1	5	12	14	14	19	65
	第二保育所	3	6	21	28	23	30	111
	第三保育所	2	12	16	19	27	27	103
	第四保育所	1	15	22	27	28	37	130
	海鹿島保育所	3	8	11	11	17	17	67
	計	10	46	82	99	109	130	476
平成19年度	第一保育所	0	5	7	12	17	14	55
	第二保育所	6	9	5	28	26	25	99
	第三保育所	2	4	16	27	18	27	94
	第四保育所	5	8	27	30	33	28	131
	海鹿島保育所	3	7	10	12	11	17	60
	計	16	33	65	109	105	111	439
平成20年度	第一保育所	2	1	6	7	11	17	44
	第二保育所	6	13	15	21	28	30	113
	第三保育所	2	7	8	23	30	21	91
	第四保育所	2	14	13	40	34	32	135
	海鹿島保育所	1	7	12	13	12	10	55
	計	13	42	54	104	115	110	438
平成21年度	第一保育所	1	5	9	7	8	12	42
	第二保育所	2	14	15	19	26	26	102
	第三保育所	2	11	11	17	26	28	95
	第四保育所	5	10	21	23	39	34	132
	海鹿島保育所	6	7	12	15	14	13	67
	計	16	47	68	81	113	113	438
平成22年度	第一保育所	1	5	8	12	12	8	46
	第二保育所	0	13	23	22	21	26	105
	第三保育所	5	9	16	18	19	23	90
	第四保育所	6	14	16	22	27	39	124
	海鹿島保育所	2	12	8	17	15	15	69
	計	14	53	71	91	94	111	434

※管外受託児童(他市町から本市の保育所に入所を委託された児童)を除く。

## はじめに

銚子市公立保育所再編検討委員会は、本市の人口減少及び少子化に伴い公立保育所の定員割れが続いている状況や、銚子市の厳しい財政状況を踏まえ、より良い公立保育所の運営を目指すためには再編が必要なのか、また、その方向性や具体的な進め方などについて慎重に検討するために銚子市長から委嘱された委員により、会議を重ねてきました。

本委員会においては、各公立保育所入所児童数の推移や保育所の適正規模、保育所施設の建築後の経過年数、設置位置などを多角的にとらえた上で、現状の保育サービスの低下を招くことなく、更なる保育サービスの充実を目指しつつ、再編を進めるべきであり、再編に当たっては、保護者や関係する市民等に十分説明し、また意見を聴取したうえで、慎重に進めるべきであることを提言し、報告するものです。

今後、本委員会の提言が反映されることを期待するとともに、少子高齢化や人口減少が進む中で、より良い公立保育所の運営を目指した再編を願うものです。

また、公立保育所再編の実施に当たっては、地域住民や保護者等の理解と協力を得ながら、合意の中で進められることを切望します。

平成23年3月

銚子市公立保育所再編検討委員会

会 長      宮 内      智

## 銚子市公立保育所再編検討委員会報告書（案）

### 1 本市の児童数の状況について

本市の0歳児の乳児数は、各年の4月1日現在と比較してみると、平成7年703人、平成12年 554人、平成17年 483人、平成22年 333人と、15年間で370人減少し、減少率は52.6%である。

また、0歳児から5歳児までの保育所入所対象児童数についても、平成7年4,491人、平成12年 3,765人、平成17年 3,126人、平成22年2,375人と、15年間で2,116人減少し、減少率は47.1%である。

このことから、銚子市の人口減少と相まって、本市の保育所入所対象児童数は、数年後には2,000人程度と推測される。

### 2 本市の保育所入所児童数について

本市の民間認可保育所を含めた入所児童数（管外受託児童を除く）は、各年の4月1日現在と比較すると、平成7年 1,160人、平成12年 1,105人、平成17年 992人、平成22年 876人と、15年間で284人減少し、減少率は24.5%である。

平成22年度における保育所の定員総数は1,070人であるが、入所児童数は876人であるため、197人の定員割れの状況となっている。その内、公立保育所5か所の入所状況は、定員総数570人に対し、入所児童数は434人であり、136人の定員割れの状況となっている。

#### 公立保育所の入所状況

平成22年4月1日現在

名 称	定員(人)	入所数(人)	定員割れ(人)	入所率(%)
第一保育所	90	46	44	51.1
第二保育所	150	105	45	70.0
第三保育所	120	90	30	75.0
第四保育所	120	124	△4	103.3
海鹿島保育所	90	69	21	76.7
計	570	434	136	76.1

※管外受託児童（他市町から本市の保育所に入所を委託された児童）を除く。

### 3 公立保育所再編の必要性について

本市の保育所入所対象児童数は、年々減少が続いており、本市の人口減少と相まってこの傾向は今後も続くことが予測される。また、これに呼応し、保育所入所児童数も減少を続けており、特に公立保育所においては、平成22年度当初において定員総数570人に対し、入所児童は434人で、大幅な定員割れを起こしている。

子どもは、集団の中で生活することで自主・自立性、協調性等が養われ成長が促されると言われており、定員割れにより、良好な保育の場としての環境に支障が生じつつあり、保育所規模の適正化を図る必要がある。

また、市の財政状況が厳しさを増す中であって、多様化する市民の保育ニーズに応えるという公立保育所としての役割を果たしつつも、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点から適正規模による効率的な運営が求められている。

さらに、平成20年3月に策定された第6次銚子市行政改革大綱及び平成21年度事務事業総点検結果においても、公立保育所の統廃合について検討することとされている。

このような状況や公立保育所施設の現況を踏まえ、恒常的に定員割れをしている公立保育所の再編（統廃合）が必要であると考ええる。

#### 4 再編（統廃合）を検討すべき保育所について

公立保育所の再編（統廃合）に当たっては、各保育所の状況について勘案し、様々な観点から多角的に検討を行った。

##### （1）定員に対する入所児童の状況について

第一保育所、第二保育所、第三保育所及び海鹿島保育所は、本市の東部地区の比較的近い位置に設置されており、東部地区の保育所入所対象児童の大幅な減少に伴って、4施設とも定員割れの状況が続いている。

第一保育所は、定員90人に対し、直近3年間は入所児童数が50人を下回り、入所率も50%程度で推移しており、他の保育所と比べ大幅な定員割れが続いている。

0歳児から5歳児までの保育所入所対象児童が減少する中であって、入所児童数の増加が見込めない状況にある。

なお、第二保育所、第三保育所及び海鹿島保育所については、やはり定員割れはしているものの、60人以上の入所児童がおり、入所率も70%以上の状況にある。

##### （2）保育所の適正規模について

幼児期は、集団とのかかわりから自立心や人とのかかわる力を培い、多くの友達と接することによって互いに影響を与え合い、切磋琢磨して伸び始める時期である。

公立保育所の平成22年度当初の入所児童数（管外受託児童を除く）は、小学校への就学を控えた5歳児で見ると、第一保育所が8名、海鹿島保育所が15名、他の保育所が20名以上の在籍状況であり、他の公立保育所に比べ入所児童が少ない第一保育所では、適正規模の集団の中で生活することにより子どもが自主・自立性、協調性等を養い、成長が促されるという観点において、良好な保育の場としての環境に支障が生じつつある。

### (3) 保育所建物の状況について

第一保育所は、鉄筋コンクリート造2階建てで、建築後39年を経過し、老朽化により壁面の剥離、亀裂が生じるなど、危険性が増しつつあるため、大規模改修が必要な時期にきている。

海鹿島保育所は、建築後43年を経過し、最も古い施設であるが、木造平屋建てであり、修繕が容易で費用も比較的安価で済むため、指定管理者において適切な維持管理が行われており、保育を実施するうえで大きな支障は生じていない。

### (4) 施設の周辺環境について

第一保育所は、第二保育所や第三保育所まで、それぞれ約1kmの距離にあり、両保育所の中間の位置に設置されている。第二保育所は約40人、第三保育所は約30人の定員割れがあり、第一保育所の入所児童の受入れが可能な状況にある。

また、第一保育所は、周辺道路の幅員が狭く、駐車スペースも少ないため、登所・退所時に送迎の車による混雑が発生するなど、利便性に欠ける面がある。

なお、海鹿島保育所は、第一保育所から約2.3kmの距離に位置し、若干距離的に遠いが、約20名の入所児童の受入れが可能な状況にある。

以上のことから、定員に対する入所児童数の状況、保育所の適正規模、保育所建物の状況、施設の周辺環境等について総合的に検討した結果、公立保育所の再編（統廃合）は、周辺の公立保育所でその機能を分担することが可能である第一保育所について廃止し、通所する児童の地域が重複している第二保育所及び第三保育所へ再編統合する方向で、保護者等の理解を得ながら進めることが望ましい。

## 5 再編(統廃合)の実施時期及び留意事項について

### (1) 再編（統廃合）の実施時期について

第一保育所を廃止する保育所再編を実施するに当たっては、その期間を十分とり、保護者や地域の方々の意見を十分聞き、理解を得て慎重に進める必要がある。

このため、入所児童の募集停止、その後に施設運営の休止、といった丁寧な段階を踏みながら、保育所の廃止について円滑に実施していく必要があると考える。

このことから、当委員会としては、第一保育所の廃止時期については、平成25年度末を目途として休止し、その翌年度末に廃止する方向で、保護者等の理解を得て実施するよう提言する。

なお、入所児童の募集停止を行うに当たっては、在所児童の保育に大きな支障が生じないように、募集停止する対象年齢、その実施時期について、入所児童の状況等を十分把握し、慎重に検討する必要がある。

### (2) 再編（統廃合）に当たっての留意事項について

① 保護者や地域の方々の意見を十分聞き、理解を得て進めるとともに、入所児童が他の公立保育所で安心して保育サービスが受けられるよう、保育士の配置や施

設整備など万全の態勢を整えること。

- ② 他の保育所に転入所することに伴う児童の送迎に要する保護者等の時間的負担を軽減するため、公立保育所の延長保育の拡充について検討すること。
- ③ 第一保育所で実施している一時的保育事業について補完する必要があることから、同事業を第三保育所において実施するよう努めること。

## 6 公立保育所の今後の方向性について

公立・民間の保育所は、保育ニーズの多様化に伴って、それぞれの特徴をより一層生かした機能分担を行っていく必要がある。特に公立保育所は、民間保育所では不採算になる恐れのある保育サービスの拡充や、地域の保育水準を高めていくための役割が期待されている。

### (1) 公立保育所のあり方

今後の公立保育所は、関係諸機関との幅広い連携を構築しながら、地域における子育て支援の拠点的な施設として積極的な役割を果たしていく必要があり、これまでに蓄積された経験とノウハウを、地域のすべての子育て家庭に対する支援のために活用していくこと。

### (2) 障害のある児童などの積極的な受け入れ

豊かな保育経験と実績を積み上げた人材が確保されている公立保育所が、今後も障害のある児童や養育困難な児童などの受け入れを積極的に推進していくことは、地域におけるセーフティネットとしての役割を果たす観点から、公立保育所が積極的に担うべき分野であること。

### (3) 多機能化について

今後、多様化する市民の保育ニーズに的確に対応し、公立保育所が地域の子育てを支援する役割を効果的に発揮できるよう、可能な限り多機能化を推進すること。

さらに、障害のある児童などを積極的に受け入れることはもとより、条件の整った保育所においては地域子育て支援センターや一時的保育事業など、多様な保育サービスの拡充を図ることによって、在宅で子育てを行っている家庭や様々な就労形態にある家庭など、すべての子育て家庭を視野に入れた事業展開を図っていくこと。

## 7 要望事項について

本検討委員会は、施設の老朽化や、定員割れが続き効率的で良質な保育サービスを提供する適正規模での運営が困難となっている公立保育所の再編（統廃合）について提言を行ったものである。

しかしながら、国においては、幼保一体化など子ども・子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築に向けて種々検討がなされており、保育を取り巻く環境が大きく変化しつつあるため、現在も重要な役割を担っている民間保育所と連携し、それぞ

れの特性に応じた機能の強化を図り、利用者の多様なニーズに応えうる子育て支援体制の更なる充実を切に願うものである。

また、本市西部地区には、無認可であるが、定員70人に対し、ほぼ同数の児童を受け入れている民間保育所がある。これは、東部地区に対して、西部地区に保育需要があることの現れであり、更なる保育サービスの向上や、保護者の保育料負担の軽減・公平化の観点から、今回の提言を踏まえた中で、認可に向けた対応を図ることを併せて要望する。